

第Ⅱ章 男女共同参画の推進に関する施策

第Ⅱ章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1

政策形成及び方針決定の場への 女性の参画の推進

現状と課題

男女共同参画の社会を実現するためには、これまで男性が多かった分野においても、女性の参画により女性ならではの視点や新たな意見を取り入れていくなど、社会のあらゆる意思決定の場において、男女が共に参画することが必要です。

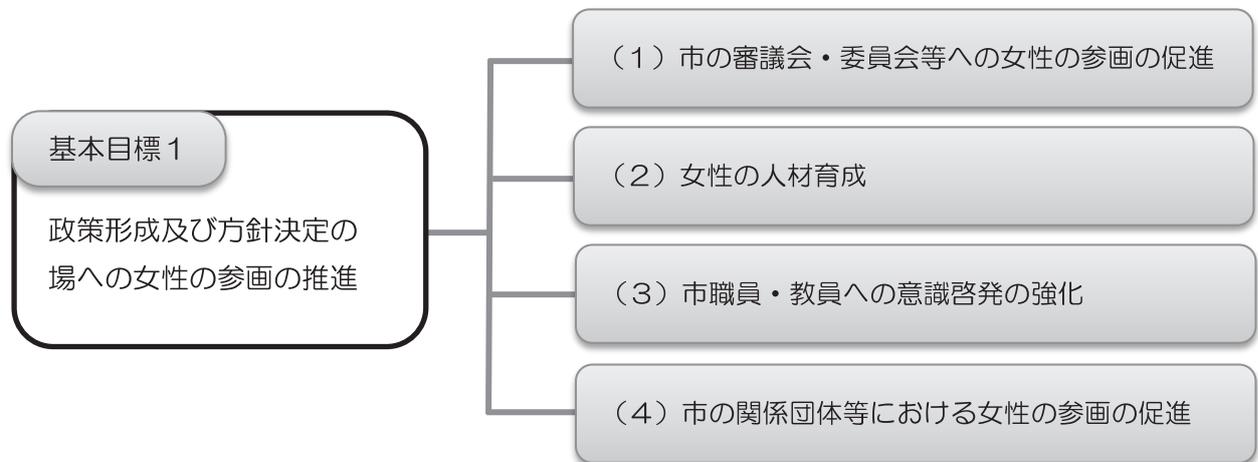
全国的には、上場企業の女性役員数が平成27年度から令和2年度までの間に2.2倍に増加するなど、経済分野を中心として政策・方針決定過程への女性の参画は進展しています。

本市においては、審議会・委員会等への女性の参画の促進のほか、女性の人材育成や啓発活動等を実施しており、特に、市の管理的地位（ポスト課長補佐含む。）にある職員に占める女性の割合は伸びてきています。一方、審議会・委員会等への女性委員の割合は依然として低く、政策・方針決定の場への女性の参画はいまだ不十分となっています。

令和元年度に、本市内において実施した女性活躍推進に関する事業者アンケートによると、女性管理職の割合が21%未満の事業所が半数を占めました。また、今後の女性管理職の登用については、多くの事業所が登用に前向きな姿勢を示したものの、「登用していく考えはない」との回答も3割を占めていたことから、女性の参画についての理解をさらに促していくことが重要となっています。

このことから、今後も、本市が率先して女性の参画を推進し、市の関係団体等への意識啓発や女性の人材育成を進めていく必要があります。

基本目標 1 における施策の方向



評価指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
審議会・委員会等に占める女性委員の割合	25.8%	40%
女性人材リスト ¹² における審議会等へ登用された委員の割合	19.4%	25%
市の管理的地位（ポスト課長補佐含む。）にある職員に占める女性の割合	29.5%	29.5%

主な取組

施策の方向（1）市の審議会・委員会等への女性の参画の促進



ア. 市の政策形成に関わる審議会・委員会等への女性の登用を促進します。

主な取組	担当課
1. 審議会・委員会等への女性の登用促進 2. 「女性人材リスト」の充実及び活用促進 3. 設置根拠となる条例・要綱等の見直しの促進	【地域協働課】

施策の方向（2）女性の人材育成



イ. 女性が方針決定の場において活躍できるよう、能力発揮と意識の向上を図るための研修事業を実施します。

主な取組	担当課
4. 女性の能力発揮と意識の向上	【地域協働課】

ウ. 女性職員の職域や業務の拡大、研修の参加機会の拡大を図り、能力が十分活かせる環境づくりを行います。

主な取組	担当課
5. 女性職員の積極的な研修への派遣 6. 女性職員の職域・業務拡大のための基礎調査の実施	【人事課】

施策の方向（3）市職員・教員への意識啓発の強化



工. 市職員が、率先して男女共同参画を推進するよう、意識啓発や研修の充実を図ります。

主な取組	担当課
7.職員研修の充実 8.広報を活用した男女共同参画についての市職員への意識啓発 9.各校の現職教育（教員の資質向上のための研修）の充実	【人事課】 【地域協働課】 【学校教育課】

オ. 女性活躍推進法に基づき、男女の均等な機会を確保するとともに、適性を重視した性別にとらわれない登用を促進します。

主な取組	担当課
10.管理職及び組織内委員等への積極的な女性職員の登用	【人事課】

施策の方向（4）市の関係団体等における女性の参画の促進



カ. 市の関係団体等における方針決定過程への女性の参画を進めるための情報提供や啓発活動を行います。

主な取組	担当課
11.ホームページ等による情報提供 12.意見交換会等における普及啓発	【地域協働課】

基本目標2

地域・学校における 男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、子どもの頃から地域や学校における男女共同参画の意識と実践の教育が重要です。

本市においては、地縁団体¹³（自治会等）、市民活動団体や女性団体等との連携、学校教育の場における平等教育や道徳の授業等の実践、各種セミナーをはじめとした様々な啓発活動等を実施してきました。

地域活動においては担い手不足が叫ばれていますが、地域の多様な課題解決のためには、性別や年齢等を問わず様々な市民に関わってもらうこと、また、性別や年齢等により役割が固定されないことが重要です。このことは、公正で多様性に富んだ活力ある地域社会の構築につながります。

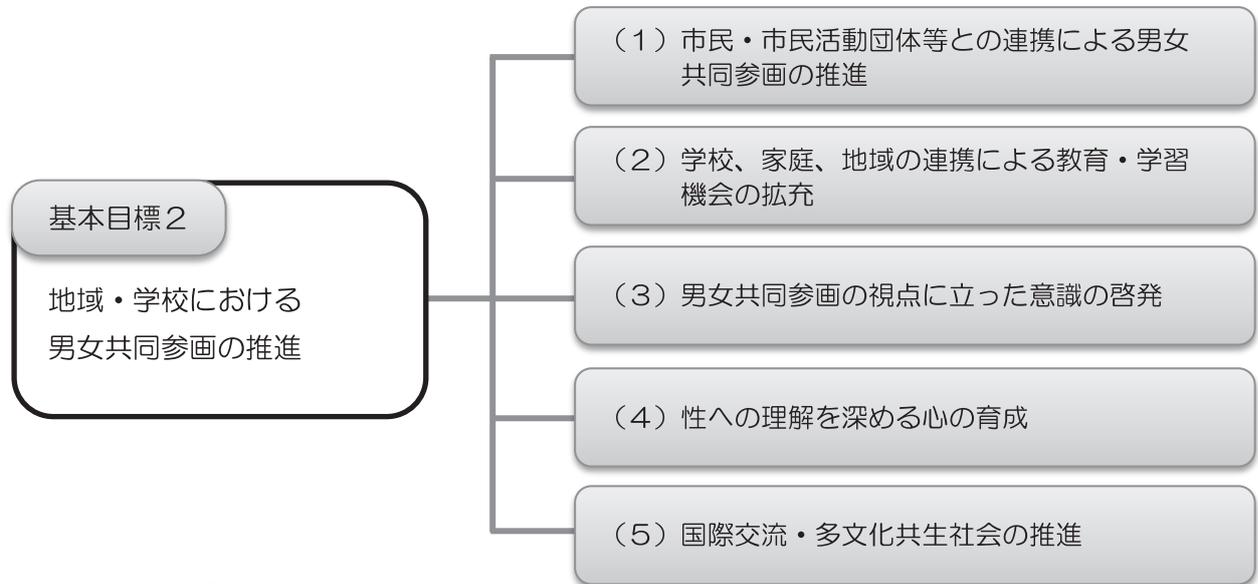
女性がリーダーとなり活躍する市民活動団体等の組織も見受けられるようになってきましたが、様々な場面で、いまだ固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）にとらわれている状況です。

また、学校においても、これまで取り組んできた男女共同参画に関する教育とあわせ、命の尊さや性に対する正しい知識を深める取組により、新たな命を大切に育てることや虐待防止につなげることが、これまで以上に重要になってきています。

このため、学校と地域が連携した教育を進めるなど、次代を担う子どもたちに対する男女共同参画の意識の醸成が求められています。

さらには、グローバル化¹⁴の進展に伴う国際交流・多文化共生社会の推進や、多様な性に対する社会的偏見や差別をなくすため、性的指向¹⁵・性自認（性同一性）¹⁶への理解の促進に取り組むなど、学校や市民活動団体等と連携し進めていく必要があります。

基本目標2における施策の方向



評価指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	73.3% ※1	100%
自治会等役員に占める女性の割合 ※2	19.0%	25%
性的マイノリティ又はLGBTという言葉を知っている人の割合	43.5% ※1	100%

※1 平成30年度石巻市市民意識調査（令和元年度未実施）

※2 自治会等役員とは、自治会等の会長、副会長、会計、幹事等のすべての役員のことを指す

主な取組

施策の方向（１）市民・市民活動団体等との連携による男女共同参画の推進



キ. 地縁団体等の運営や活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画するよう働きかけを行います。

主な取組	担当課
13.地縁団体等の長や役員への女性登用の働きかけ	【地域協働課】

ク. 市民活動に関する情報提供や相談事業等を行うほか、男女共同参画に関する学習情報を提供します。

主な取組	担当課
14.石巻市NPO ¹⁷ 支援オフィス ¹⁸ を活用した市民活動の促進	【地域協働課】

ケ. 市民活動団体や女性団体等との交流の場を提供するほか、協働事業の実施により男女共同参画を推進します。

主な取組	担当課
15.市民活動団体や女性団体等とのネットワークの強化 16.市民活動団体や女性団体等との協働事業の実施	【地域協働課】

施策の方向（２）学校、家庭、地域の連携による教育・学習機会の拡充



コ. 男女平等を基本とした男女共同参画に関する教育を推進します。

主な取組	担当課
17.副読本等を活用した人権教育の実施 18.異性についての正しい理解を深める道徳授業実践の奨励 19.勤労観や職業観を育てるキャリア教育 ¹⁹ の充実	【学校教育課】

サ. 家庭、地域と連携した男女共同参画に関する教育を進めるため、学校での取組等の情報を地域に発信します。

主な取組	担当課
20.各学校での情報紙、ホームページの作成	【学校教育課】

シ. 専門家等との連携・協力により、出前講座²⁰実施メニューの充実を図り、学習機会を提供します。

主な取組	担当課
21.くらし、健康、福祉・保健、教育等各分野の出前講座メニューの充実	【生涯学習課】

ス. 家庭における男女共同参画に関する教育支援のための学習機会を提供します。

主な取組	担当課
22.保護者に対する学校と家庭との連携協力の働きかけ 23.幼稚園及び小・中学校の保護者を対象とした家庭教育学級の開催 24.家庭教育学級の対象校の拡大 25.世代間交流事業の実施	【学校教育課】 【生涯学習課】

施策の方向（3）男女共同参画の視点に立った意識の啓発



セ. 男女が対等なパートナーとして支え合い、共に創る男女共同参画社会に向けての認識と理解を深めるよう、意識啓発を図ります。

主な取組	担当課
26.男女共同参画関連セミナー等の開催 27.男女共同参画週間 ²¹ 事業の実施 28.男性及び若者に向けた広報・啓発事業の実施	【地域協働課】

ソ. 男女共同参画の視点に配慮した、様々な広報により意識啓発を図ります。

主な取組	担当課
29.ホームページ等を活用した意識啓発	【地域協働課】

施策の方向（4）性への理解を深める心の育成



タ. 性に関する正しい認識を深めるため、発達段階に応じた教育の充実を図ります。

主な取組	担当課
30.性に関する全体指導計画の整備と計画的な実施 31.市立高校における性教育講話の実施	【学校教育課】 【地域協働課】

チ. 人権を尊重し、多様な性の在り方についての理解を促進するとともに、男女を問わず、性的指向、性自認に関する悩みに対し相談体制を整備します。

主な取組	担当課
32.人権を尊重した性的マイノリティへの理解促進 33.性的指向、性自認に関わる相談の実施	【地域協働課】 【市民相談センター】 【学校教育課】

施策の方向（5）国際交流・多文化共生社会の推進



ツ. 地域社会の国際化に併せ、男女が共に国際的視野を持ち、自ら考え行動できるような環境の整備に向け、国際交流活動を促進します。

主な取組	担当課
34.国際交流団体及び外国人への支援団体に対する活動支援	【地域振興課】

テ. 将来の国際人を育成するため、青少年を対象とした人材育成と語学力向上を図ります。

主な取組	担当課
35.海外との青年交流事業の実施	【地域振興課】

ト. 関係機関・関係団体と連携し、外国人への支援に努めます。

主な取組	担当課
36.外国人相談窓口の設置 37.多文化共生推進事業の実施	【地域振興課】

基本目標 3

働く場における 女性の活躍推進に向けた環境の整備

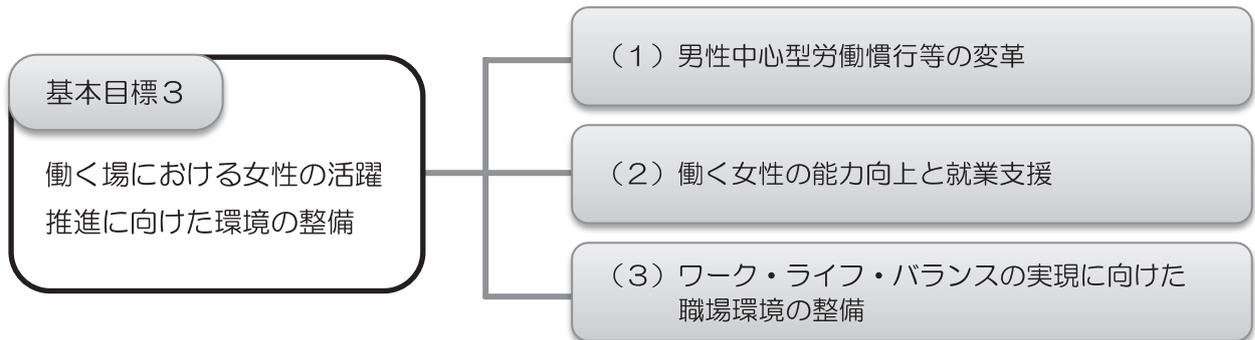
現状と課題

女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮して活躍することが重要となっています。国において、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、女性が活躍できるような環境整備に向けた取組が進められてきました。また、事業者においては、勤務体制の工夫や育児休業取得率の向上、女性の出産後復帰を当たり前とした職場環境にしているなど、積極的な取組を行っているところもみられます。こうした中、全国的には平成27年度から令和元年度までの間に、生産年齢人口²²が減少する中で女性の就業者数が228万人増え、第1子出産前後の女性の就業継続率は、これまで4割前後で推移してきたものが近年5割を超え大きく上昇しています。保育の受け皿整備などの両立支援施策を背景に、M字カーブ²³問題は確実に解消に向かっていきます。

本市においても、平成30年8月に石巻市女性活躍推進会議を設置し、女性の個性と能力を十分に発揮し、活躍できるような環境整備に向けて、積極的な女性の登用や能力開発を図るための事業者等への啓発、学習機会の提供などに取り組んでいますが、固定的な性別役割分担等の意識はいまだ根強く残っています。このため、男女が共にやりがいや生きがいを持って仕事や家庭生活を送れるよう、男性中心型労働慣行の見直しなどの働き方改革や、育児休業²⁴や介護休業²⁵等を取得しやすい職場環境の改善が進むよう、更なる啓発に努めていく必要があります。

また、仕事だけではなく、家事・育児・介護、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、平成30年7月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組も推進していく必要があります。

基本目標3における施策の方向



(1) ~ (3) は女性活躍推進計画を包含

評価指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発セミナー参加者数	25人	30人
「女性のチカラを活かす企業 ²⁶⁾ 」認証企業数	20社	30社
市の男性職員の育児参加休暇等 ²⁷⁾ 取得割合 (3日以上)	65.2%	80%

主な取組

施策の方向（1）男性中心型労働慣行等の変革



ナ. 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、事業者等に対して普及啓発を行います。

主な取組	担当課
38.労働実態に関する情報の収集 39.関係機関・団体と連携した啓発の促進	【商工課】

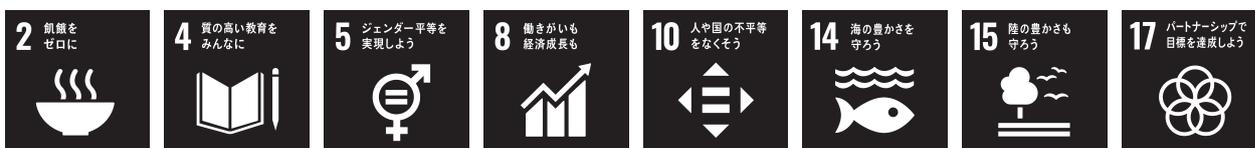
二. 職場における固定的な性別役割分担の意識を見直し、女性の積極的な参画を推進します。

主な取組	担当課
40.ポジティブ・アクション ²⁸ （女性の参画を促進する取組）の普及啓発及び情報提供	【地域協働課】 【商工課】

又. 男性が家庭生活等へ積極的に参画しやすい環境づくりを推進します。

主な取組	担当課
41.男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発	【地域協働課】

施策の方向（2）働く女性の能力向上と就業支援



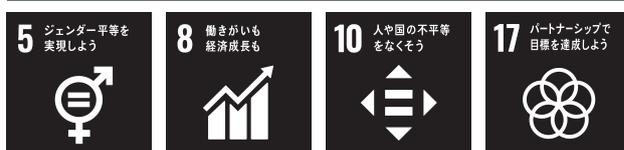
ネ. 働く女性の職業能力を向上させるために必要な情報提供や、再就職や起業を目指す人に対する支援を関係団体と連携し実施します。

主な取組	担当課
42.働く女性の職業能力の向上と再就職や起業を目指す人に対する支援 43.関係機関・団体と連携した各種セミナーの開催	【商工課】 【産業推進課】 【地域協働課】

ノ。農林水産業や商工自営業に従事する女性が、その持てる力を十分に発揮して地域産業の振興に寄与し、意欲を持って経営に参画できるよう、男女共同参画に係る普及啓発や情報提供を行います。

主な取組	担当課
44.家族経営協定 ²⁹ の締結促進 45.女性の力を活かした農業の永続的な発展と農政の円滑な推進 46.漁業地域のイメージアップ、安全性向上等に女性の力を活用 47.関係機関・団体と連携した啓発活動及び情報提供	【農林課】 【水産課】 【商工課】

施策の方向（3）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備



ハ。男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた生活の実現に向け、啓発事業の充実を図ります。

主な取組	担当課
48.ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 49.県や国が行う認定・表彰制度（「女性のチカラを活かす企業」「くるみん」 ³⁰ 等）の普及啓発	【地域協働課】 【商工課】

ヒ。職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市職員が率先して育児休業や介護休業等を積極的に取得できるよう促進します。

主な取組	担当課
50.男性職員の育児参加休暇取得の推進 51.職員に対し子育て支援に関する制度の周知 52.庁内電子掲示板等を活用した職員への定期的な周知	【人事課】 【教育総務課】

フ。事業者等や関係機関と連携し、各種制度の情報提供を行うとともに、事業者等の取組を支援します。

主な取組	担当課
53.各種支援制度に関する説明会や個別相談会の周知等 54.市報やホームページによる就業支援情報の周知	【商工課】